

せんとしたるも之を古當局の何等顧み處とすらす我等は萬第盡きて遂に勢の甚く處一大罷業の止むほきに到達したことは誠に遺憾に不堪處である。

我等は直に次善の策として一日も早く罷業を中止し五百万市民諸君の安寧と福祉を庶幾し或は市会議長に或は警視總監に或は警保局長に或は内務大臣にそれゝ時局收拾の努力を懇請した我等が數次に亘る熱誠を披瀝したる提唱も何等顧み处と存らず今日日本立憲の根本精神を誤りたる天下の憲法争議調停法に示した強制調停の發動を見たに至る該法は大正十五年傳家の宝刀とし公布されたるものとして天下の憲法たゞ二つは既に公布當初に於て明かす如く該法は日本の立法精神に相違はざるものである。果して公平なる争議調停法ならば何故に公共産業に従事す了労働者に対する資能關係に付主務官廳の認可を要すとの法律を並行せしめないものであるか、たゞ單なる争議調停法の強制適用は治安に名を儲り結局争議を压殺するものである。

見よ今日まで該法の適用に依つて労働者側が有利に解決されたる例ありや近くは昭和七年の市電争議、如き全く我等は思ふべからざる苦盃を端突せしめられてゐる。之は單に我等の不利益のみならず實に日本立憲の根本精神を蹂躪せしもろである。我等が絶対反対を聲明せる所以である。我等が強制調停に反対し、も高公平なる立場にあり人権と誠実を有するものに依つてこの一大争議の收拾を要望する所以のもうは全く斯う不備な法律の悪用を免れて一日も早く五百市民の安寧と福祉を期せんと苦慮したる結果である。

今や不幸にして監督官廳の命令による強制調停發動を見た我等は日本國民として一度布告せし法律には服従せざるを得ず、高表率の遺憾に堪へざる處のことは我等が前述の如く最も温健に最も公正に最も紳士的に折衝し終始日本主義を奉じ最善の処置を探り集めたるに拘はらず監督官廳が我等に之の通告を爲さず一方終始力と横車を以て直めの团体には儀禮を盡して之を迎ふ所の理由は何處にあるか、監督官廳がたゞ單に敷々大々として諭すうちば我また何をか言はんまた我等が強制調停反対を聲明